

神戸市立中央図書館所蔵

神戸駐在英國領事館の裁判記録邦訳 四

—一八七一年九月より一八七二年一月までの記録—

岩 村 等

兵庫 一八七二年一月二三日

J・J・エンスリー様の前で

チャイナ・アンド・ジャパン

(C・アンド・J) 貿易商会

二つのチエーンの賃借料九〇ド

ルに対する請求

F・フィッシャー

請求を認諾するか否かと問われて、被告は、「私は、請求額の一部、五〇ドルを認諾する」と返答した。

A・S・フォーブズ (Fobes) は正式に宣誓して証言した。

当初、チエーンは一日につき六ドルで賃借され、一八日間で一

凡例

資料
 (1) ~ (10) [以上第一五号]
 (11) ~ (29) [以上第一六号]
 (25) ~ (42) [以上第一九号]
 (43) ~ (57) [以上本号]

(43)
 チャイナ・アンド・ジャパン貿易商会対F・フ
 ィッシャー

No. 20 民事

女王陛下の地方裁判所

○八ドルとなる予定であった。被告は、この金額があまりにも高過ぎると主張し、減額を求めた。その結果、五ドルに減額し

て、合意をみたのである。私が横浜を不在にしている間に、ベイフィールド(Bayfield)氏の手形がフィッシャー氏に送付され、回答が返ってきた。手形の受領は、私にとっては、ファズムの数について何か特殊な合意があるということの最初の暗示であった。提出された領収書は、彼が一二〇ファズムのチュー

ンを受け取ったことを示している。当初の合意を証明するために、私は、われわれの会社のカービィによる私の帳簿へのもとの記載を提出する。フィッシャー氏に会ったときに、私は、即座に払うならば七五ドルでよいと言った。私は、一〇月に再び横浜を離れた。私が不在の間に、被告はベイフィールド氏のところへ行って、五〇ドルの現金による示談をする気にさせた。

このことについては、私は、フィッシャー氏に手紙を書いたあと、彼が店にやってきて清算のために三五ドルを差し出すか、六ヶ月払いの五〇ドルの手形を私に与えることを申し出た先週の土曜日まで、何も知らなかつた。これらの条件では、私は、示談を受け入れることができなかつたし、彼が支払わない限り、彼を相手取って訴訟を提起すると彼に言つた。七五ドルと五〇ドルの減額は現金になつたが、われわれは、今や、九〇ド

ルおよび六ヶ月の利息をあわせて総計九五ドルを請求するものである。

被告に対して。あなたは、七五ドルについて私と合意した。

このことは路上でのことであつた。あなたがチューインについて私は依頼したときの時間を私は覚えているが、長さについては(13)記憶がない。私は、あなたにどれぐらいの長さが欲しいかと聞いてから、六ドルを請求しなければならないと言つた。

署名 A・S・フォーブズ

F・フィッシャーは正式に宣誓して証言した。私は、C・アンド・J・商会からチューイン一二〇ファズムを受け取つたことを認める。私とフォーブズ氏との当初の合意は、一五〇ファズムのチューインを一日につき六ドルで借りることであつた。引渡しの際に、私は一二〇ファズムを受け取つただけである。私はチューインを返却して、ベイフィールド氏に会い、賃借期間を考慮した減額についてフォーブズ氏に会いたいと彼に言つた。私は、予期していた以上に期間をもつと長くしたかったのである。彼は、フォーブズ氏に照会せずに取り決めができると私に言つたので、それで私は彼と一緒に計算にはいり、金額を七〇ドル余りに下げたのである。それから私は再度フォーブズ氏を訪ねたが、彼はまたまた不在であつた。私は、ベイフィ

ールド氏に何らかの解決に到達したいと言つたので、彼は私に何を望むのかと尋ねた。われわれは、それについて少々話をしたが、窮屈的には五〇ドルで話がまとまつたのである。ベイフイールド氏は、減額されるならば現金で支払われねばならないと言明した。私は彼にそれなら私はできないし、彼らはしばらく待たなければならないということを言つた。彼は、このことに合意した。翌月には、五〇ドルの勘定書が送付された。その次の月にも同様に送付されてきたと信じている。街角で私はフォーブズ氏に出会つたが、彼は、いつ私が勘定を清算するつもりかと聞いた。私は、プライド・オブ・テームズ号について若干の仕事を終えるまでは、いつ清算するか言えないと言つた。しばらくは、勘定書は再度提出されることはなかつた。次に私の受け取つた勘定書は七〇ドルあるいは七五ドルであつたが、その文書に先立つて、九〇ドルの勘定書一通が私に送付されてきた。私は清算についてフォーブズ氏を訪問し、その問題を裁判所に持ついくよりはむしろ、都合はつきかねたけれども八五ドルを支払うということを除いて、保護されていない債権者と同一の条件で一ドルにつき五〇セントで示談にしようとした。彼は、私に五〇ドル以上取るつもりはないと言つた。これを私は与えることができなかつた。私は、家からの送

金をとりに行く時間を彼が私に与えるなら、全額支払うと申し出た。彼はこのことをも拒絶した。

原告に対して。チエーンを受け取つたときに、私は、あなたが適正な物以上には要求しないと信じていたので、私はその後何も言わなかつた。二、三日中に支払うとはあなたの両替屋には言つていらない。船の中にすべての私の金があるので、私はあなたに暫くしてから支払うと言つたのである。

署名 フランク・フィッシュヤー

ジエオ・ベイフイールドは正式に宣誓して証言した。私は、チエーンについてあなたに会つたことを覚えている。あなたが、あなたの手配したチエーンを全部持つていないと私に言つたことを記憶している。あなたが言つたことによつてチエーンの量を知つてゐるだけである。フォーブズ氏は、この特定の件について処理する権限を私に与えなかつたが、それについて決定しようと私は考えた。私は、あなたと現金で五〇ドル、すなわち早期決着ということを取り決めた。あなたは、私に約一週間で清算したいと言つた。私は、このことについて全く確かである。あなたの口ぶりから、私は、勘定が約一週間で送られるであろうと思った。私はそう思ったのである。私は、会社用の

計算書を作成し、帳簿をつけている。この項目は、覚書においては、チエーン一日につき六ドルとして作成されてきた。あなたには、九〇ドルからの減額を考慮して七五ドルの勘定書を作成した。最初に、私は、九〇ドルの勘定書を提出し、その後五一ドルの取決めがあり、あなたが支払わなかつたときに、フォーブズ氏との最初の取決めによつた七五ドルの勘定書を提出した。

五〇ドルの取決めのあとで、私があなたに九〇ドルの勘定書を提出したとは思はない。八月三一日以来九〇ドルの勘定書を作成しなかつたと私は思う。私は、あなたに五〇ドルの勘定書を送つた。あなたがそれを支払わなかつたときに、私は、元の七五ドルの減額した勘定書をあなたに送つた。

事実認定

チャイナ・アンド・ジャパン貿易商会によるフランク・フィンシャーを相手取る一日につき五ドルで一八七一年八月一〇日から二八日までのすなわち一八日間の、総額九〇ドルになる二つのチエーンの賃借料を求める、チエーンのこの訴訟において、相互の合意により約一五ドルの減額が行われたことは明白である。しばらくのちに、その請求が現金による五〇ドルの支払いによつて解決されうるということが合意された。被告

は、一層の減額がなされる条件に応じなかつたので、合意は破棄されたのである。しかしながら被告側の遅延が当初原告側によって表明された七五ドルの金額を受け入れるという意思に影響を与えたことを示すものは全くない。何らかの契約が万一即座の支払がなされない場合の利息に関して作成されたとも全く思われない。

判決

それゆえ法廷は被告が原告に七五ドルを支払うべしと判決する。訴訟費用三ドルは被告の負担とする。

署名 ジェームズ・J・エンスリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

(4) 女王対マーティン・オルセン

No. 1 警察

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年二月二七日

女王
対

マーティン・オルセン (Martin Olsen)

エドワード・アービング (Edward Irving)、プリンス・アルフレッド (Prince Alfred) 号の A・B・級船員、は正式に宣誓して証言した。日曜日の朝、私は上陸し、午後八時には船上に戻った。着物を脱いでから、私は、船尾の司厨員のところへ行つた。私は、コックが陸へ上がつたやつには何もないと言つたので、司厨員に何か食糧はないかと聞いた。航海士は、話しながら、全乗組員に前もって配布された食糧があると言つた。私は、彼にコックが全く何もないと言つたと告げた。そこで、彼は、私については全く関係がないと言つた。私は、上陸許可を受けた船員に食糧が与えられなかつたのはそれが最初ではなかつたので、それについてはすべて知つていると言つたのである。彼は、私に出て行くようにと言つて、さらに出で行かなければ私の頭を剣で切り離すと言い、棚から一本取り出して私に切りかかつってきた。私はすばやく身をかわして逃げ出したのである。そばにいたもう一人の男がそれを奪い取つた。このようなことを彼がやつたのはそれが最初ではない。

被告による尋問。私は司厨員を大声で呼んだ。あなたは、許可には関係ないということについて何も言わなかつた。私は、あなたが最初に私に命令したときには出て行かなかつた。私は出て行つてから再度船尾に来た。あなたたは私に出て行けと言つ

たが、私は出て行かなかつた。

法廷に對して。私は、許可を得て上陸したのである。

署名 エドワード・アービング

トーマス・ブレンテン (Thomas Brenten)、A・B・級船員、は正式に宣誓して証言した。私は、アービングが船に帰つてきたときに船首楼におり、食べ物について何か騒ぎが起つてゐるのを見た。私は、ベッドから起き出してドアのところへ行つたが、その時、その航海士がアービングの頭に剣をふりかざしているのを見た。私は、その航海士が一撃したのを見たが、彼が切りつけたかどうかは知らない。もう一人の男が剣を取り上げたのを見た。私は、もう一人が取り上げたあと剣をほうりなげるのを見た。そこで、私は、行って剣をかたづけた。

被告に對して。私は、あなたがだれかを切り倒してやると言うのを聞いた。私は、このことを船首樓から聞くことができた。
署名 T・ブレンティン × 彼の印

チャールズ・ネルソン (Charles Nelson)、A・B・級船員は正式に宣誓して証言した。私とアービングは船尾に来て、司厨員に何か食べる物をくれと頼んだ。その航海士は、われわれに答えた。私は、アービングが何を言ったか知らない。私は、航海士がわれわれを外へ連れ出すと言うのを聞いた。航海士が

棚から剣をとり出すのを見た。私は、航海士のところへ走り寄り剣をつかんだ。

被告に対し。私が剣を奪ったとは思わない。外へ出て行けということを二度言われたことを記憶していない。

署名 チャールズ・ネルソン

ジェームズ・ファーロング (James Furlong)、三等水夫、は正式に宣誓して証言した。私は、航海士が剣を手にしているのを見た。私は前に出て話を聞いた。

法廷に対し。私は、剣を手にした航海士を見た。その時アービングはその航海士の近くにいた。その剣は船乗り用の短剣であった。その短剣は後檣のまわりに保管されている。その航海士は船室の扉の内側に立っていた。その扉は後檣から約二ヤードのところにあった。アービングは甲板の外側にいた。これは午後八時半から九時までの間に起こった。私は主ハッチにいた。そのハッチは扉から七ないし八ヤードのところにあった。その時には全く暗くなっていた。

署名 ジェームズ・ファーロング

ウィリアム・クック (William Cook)、三等水夫、は正式に宣誓して証言した。アービングとネルソンが船に戻ってきたとき、彼らは何か食べるのを求めて船尾へ行った。私はわめき

声を聞いた。しかし何も見なかった。

法廷に對して。その日、私は上陸しなかった。アービングとチャールズが船尾に行く前に彼らを見た。彼らは楽しそうにしていたが酔つてはいなかつた。彼らはふらついていなかつた。

署名 ウィリアム・ジョセフ・クック

マーティン・オルセンは正式に宣誓して証言した。ネルソンとアービングが船尾にやってきて司厨員を大声で呼んだ午後九時頃、私は船室のテーブルの後ろの端に座っていた。私も「司厨員」と大声で呼んだ。彼は彼の部屋の通路から出てきた。二人の男は何か食べ物がほしいと言つた。司厨員は許可が先に出されていると言つた。そこで彼らは私に何か食べる物をくれと頼んだ。私は、それには何の関係もないと言つた。彼らは前の方へ行つた。それから戻つてきて、彼らは、私に何か食べる物がほしいと言つた。コックは、彼らに何も前もって配布されないと言つた。私は、それが前もって配布されたと言つた。それから、アービングは、私を侮辱し、下品な言葉を使いはじめた。二回にわたつて、私は、彼に船室の扉から出て行くよう命じた。彼は従わなかつた。私は、それが船室の扉に近接していたので後檣のところへ走つた。私は、驚かしてやろうとそこで短剣をとつた。誰もなぐつていなかつた。

ンは手で短剣をつかんだ。私は、彼の手からそれをとりあげ、元の場所へ置いた。男たちが船尾にやってきて、二人を外へ引き出したのである。

署名 マーティン・オルセン

マイケル・ド・ロンザ (Michel de Lonza)¹³³、司厨員、は正式に宣誓して証言した。日曜日の夜八時頃、アービングは船尾にやってきて、私を呼んだ。私が行くと、彼は何か食べる物がほしいと言った。私は、コックがその日の食料を全部持っているので、彼のところへ行くようにと言った。そこで、アービングは私に寝てよいと言った。それから、アービングは外へ行つたが、また戻ってきた。その航海士は本を読んでいるところであったが、彼は何か食べる物を頼んだ。その航海士は、コックがそれについてすべて知っているので外へ出していくようにと言つた。そうすると、アービングはその航海士に甲板に出てこいと言つて、案内しようとした。彼は、その航海士に地獄へ行けとも言つた。そこで、航海士は起き上がりて彼のあとを追い駆けた。

告発者に対し、私は航海士が棚から短剣を取つたのは見なかつた。私は自分の部屋にいたけれども、航海士があなたのあとを走つて追つたのを見ることはできた。

マイケル・ド・ロンザ × 彼の×印

ジョン・ミラー (John Miller)¹³⁴、三等航海士、は正式に宣誓して証言した。私は、一人の男が船室の扉のところへ来るのを聞いた。その航海士は、彼に出て行くようにと言つた。彼は去つたが、また戻ってきた。彼は、彼の正当な要求のためにやつてきたので、立ち去るつもりはないと言つた。その航海士は、

彼が彼を出ていかせようとするのを見た。そこでその男は、航海士が外へ出てくれれば、彼に何があつたのかを理解するであろうと言つた。そこで、私は、航海士が船室の扉のところへ行くのを耳にした。次に耳にはいってきたのは、男たちの一人が「お前が私の手を今切つた」と言ったことである。その航海士は、「君は手を持って行くべきであった」と言つた。その船員は、彼がその男の頭を切ろうとしたと返答した。

告発者に対し、私は、誰がこのように口ぎたない名前で航海士を打つたか知らない。

署名 ジョン・ミラー

判決

法廷は、あなた、マーティン・オルセンに対し、この告発において言及された状況下で船の短剣を所持していた件で、一ドルの罰金を科するものである。

料

署名 ジェームズ・J・エンスリー
判事

(46) G・R・マッケンジー対J・ハーディと
M・ボイセイ(=)

(45) アー・モウ対マーク・ボイセイとベンジャミン・ローリング

Na

24と25民事

Na 1と3警察

Na

Na 24と25民事

Na 1と3警察

女王陛下の裁判所

兵庫 一八七一年一月一七日

アーモウ(Ah Mow)

対

マーク・ボイセイとベン

不法侵害と暴行

ジャミン・ローリング

本告発を認めるかと尋ねられて、両被告は「否」と返答した。
た。

当該中国人の取調べにおいて、暴行と不法侵害を犯した人物
は一人の老人であることが判明した。

それゆえ、本件は却下された。

署名 ジェームズ・J・エンスリー
副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

Na 4 刑事

(47) 女王対J・ハーディ

署名 ジェームズ・J・エンスリー
副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

兵庫 一八七一年二月二八日

J・J・エンスリー様の前で

女王

J・ハーディ 治安妨害の脅威

R・ド・ピヨートローフスキイの宣誓供述書が朗読されてから、彼は、さらに陳述すべきことがあるかないかと問われた。R・ド・ピヨートローフスキイは宣誓して、以下のように答えた。今日の午後、私は、再び被告人に会ったが、彼は再び「お前は男色者だ」という趣旨の言葉を使用した。私は、決して被告人を挑発するようなことはしなかった。

被告人は、問題の夜、何らかの話し合いが彼らの間であったが、陳述されているように今日の午後彼には会わなかつたという趣旨の散漫な陳述をなした。

判決

事件の事情は、宣誓供述書の中で告発されたほど完全な程度に判決を正当化するようなものではない。法廷は、ジェームズ・ハーディに、治安を維持するために各々五〇ドルの二つの保釈金と、あなた自身の一〇〇ドルとを認めるように要求するものである。

署名 ジエームズ・J・エンスリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

G・R・マッケンジー対J・ハーディと
M・ボイセイ (二)

N_o 24と25民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七一年二月二九日

J・J・エンスリー様の前で

G・R・マッケンジー

対

J・ハーディとM・ボイセイ

蒸気ランチについての件における司法救助

申立て書が朗読されてから、被告たちは主張を認めるかどうかと問われて、その時彼らは返答した。

M・ボイセイは、「私は、主張が正確であるとは認めない」と答えた。

J・ハーディは、「私も同じ事を認める」と答えた。

G・R・マッケンジーは正式に宣誓して証言した。私の陳述に加えて、蒸気ランチ売り出しについてのデス(Death)商合

によるものとの覚書を提出する。単純に、私は、そのランチが私の所有であると主張することを繰り返すだけである。

被告に対して。私は、ハーディ氏から購入資金を得た。私は、彼の依頼によってそれを買ったわけではないが、彼は、そ

資

れがよい点であるだろうし、もし私がそれに携わりたいのであれば二〇〇ドルを貸すと言つたのである。ハーディ氏は、私に必要なだけ金を融通せよという指示をドモニイ商会に託した。修理の費用については全く調べなかつた。私がコリングズ氏に、蒸気ランチを世話してきたのでそれに対する請求権を持っていふと言つたかどうか全くはつきりしているわけではない。ウイグナル氏の所から、私がそれを取り出してからは、そのランチは、岬の近くの日本人の土地にあった。修理のため、私はそれをハーディ氏に預けた。彼は、修理の勘定書を私に決して渡さなかつた。私は、現在の価値を知らない。ハーディは、ランチ(即)を安く修理しようと言つた。私が彼と前から取引していたので、彼がそのような申出をしたのだと私は思う。その申出がなされたときに、他に誰か居合わせたかも知れない。ポイセイ氏は、私には全く何も言わなかつた。文書の上では、そのランチが会社の財産として評価されていることを私は見た。ハーディ氏は、二〇〇ドルについての事項を会社の収支計算書に記入し

たと言つた。コリングズ氏に、私は、私の財産としてそのランチに対する請求権を持っていると言つた。私は、なされた役務に對するいかなる勘定も放棄しなかつた。

署名 G・R・マッケンジー

ここで原告のための陳述を打ち切る。

ポイセイ氏は正式に宣誓して証言した。昨年の一〇月、ランチ売却の広告が出された。ハーディ氏は、私に、それが二〇〇ドルでよいならば彼が買いたいと言つた。私は、彼に、買いたいであればその金額では不可能であると言つた。彼は、私に、彼が元の所有者であるから彼の名義でそれを買うのはよくないが、マッケンジー船長に可能な限りそれを二〇〇ドルで得るように努めさせたいと言つた。マッケンジー船長に売却する前に、彼は、彼とともにわれわれの店へはいってきて、その問題を解決したと私に言つた。売却後、私はマッケンジーに会つたが、彼は、ハーディのためにそのランチを買ったと言つた。その後、ハーディに会つたが、彼は、私にそれで全くよいと言つた。数日後、ハーディは出発しようとしていたが、その時、私に、ランチの修理に銅を必要としているが、原価の一割増しで——と私は思うが——手に入れることができるとマッケンジー船長に言ったので、マッケンジー船長にカービィ商会か

ら手に入れるように言つたと伝えた。それもまた、マッケンジー船長が勘定書を持つてきたら、私は、帳簿に載せるつもりであつた。その蒸気ランチは、ウイグナルの地所にあつたが、そこで、渋六（酒造屋）のところへ移された。ランチの修理中、私は、ハーディとともに、長い間そこにいた。すべての修理費用は私によつて支払われた。私は、マッケンジー氏によるいかなる請求も聞かなかつた。購入金額は、私の計算書に記入され、私が知つているように、それは会社の所有に屬していた。

署名 M・ボイセイ

J・ハーディは正式に宣誓して証言した。私は、蒸気ランチが決してドモニイ商会の財産ではなく、マッケンジー船長のものであると陳述する。私は、私の計算書で誤りを犯し、それを担保に二〇〇ドルを貸付けていた。私は、すべての私の商売について正確な陳述をなした。私は、商売上私がなしたすべてのことを一枚の紙に書きつけた。私は、ランチに関するすべてのことを私の計算書に借方で記入していくが、これは誤りかも知れない。

原告に対して。私は、マッケンジー氏による金銭の領収書を提出する。

法廷に対しても。そのランチに関連して生じた費用は私の私的

理由によるものであり、それらを商会の私の計算書に記入することによつて私は誤りを犯したのであろう。商会は、それについては全く関係ないと言つてゐる。購入の際とずっと後にも、ボイセイ氏はそれについて全く関係がないと言つた。一〇月一日に、マッケンジー船長は、そのランチを買うつもりかと私は聞いた。その時、私は店の中におり、ボイセイは全く関係ないと言つた。そこで、マッケンジー船長は、金を持っていたら買いたいと言つたので、私は、彼に必要ならば数百ドル貸そうと言つたのである。私は、ドモニイ商会の帳簿上、ランチについての記入を見たことがなかつた。それは最近作成されたに違いない。その蒸気ランチによつて生じた費用は七、ないし八〇〇ドルになる。これは、それが私の私的勘定であるのでドモニイ商会に帰属するものではない。この勘定が支払われるときは、それは商会にではなく私が属する。

署名 J・ハーディ

事實認定

商会の所有となつてゐるとして收支計算書に記帳されている蒸気ランチの回復を求めてG・R・マッケンジーよりドモニイ商会のもとに貿易に従事しているJ・ハーディとM・ボイセイとを相手取つた訴訟となつてゐるこの件において提出された証

料 拠を検討するに、法廷は、口頭の証言がきわめて矛盾した性格をもつてゐるとの認定するものである。

しかしながら前記ランチの売買代金に対する原告への A・デ

ス商会による領収書と、前記購入金額である二〇〇ドルに対す

る被告 J・ハーディへの原告による領収書は提出されており、

ハーディとボイセイの交互訴訟において被告ハーディより提出

された修正された取支計算書は、蒸気ランチについて貸付けられた現金として二〇〇ドルについての一〇月一〇日の記入を含んでいる。

判決

それゆえ法廷は蒸気ランチに対する原告の所有権を認め、商會によって引き受けられた諸費用——もしあれば——を支払うことにより同一の物が原告に引き渡されるべしと判決するものである。

訴訟費用は被告の負担とする。

訴訟費用 二〇ドル。

署名 ジエームズ・J・エンスリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

裁可された。

署名 エイブル・J・C・ガワー

(49) J・ハーディ対 J・H・ウイグナル

№22 民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫一八七二年三月一四日

J・ハーディ

対

J・H・ウイグナル

チューープ売買代金三〇六ドル六〇セント

J・ハーディは正式に宣誓して証言した。私がウイグナル氏

を訴えている勘定は、以下のような状況下で彼に供給されたチューープ、定規、テスト栓と古真鑑に対するものである。私が神戸を不在にしていた一八七一年六月頃、M・ボイセイ氏は、ウイグナル氏に四ドル五〇セントでボイラーチュープ一〇〇個を売却し、ウイグナル氏から日付のある一ヶ月の手形を受け取った。七月末頃、私は横浜から戻り支払いを得ようと繰り返し努力したが成功しなかった。繰り返し努力したあとで、金を受け取る見込みがほとんどないだけであることがわかつたので、私は、ウイグナル氏が私にチューープを三四個使い、残金を支払うと言つてきたときに、彼にチューープを返還するように依頼し

た。彼が全体に対する支払いを行わず、私が結着まで非常に長い間待つことを余儀なくされるという状況下で、私は、彼に横浜のチューブの通常価格を請求し、その価格が請求された通常のものであることを示す、I・D・キャロル (Carroll) 商会から私が購入したチューブの勘定を提出する。真鍮の定規とテスト栓とは、九五トロイポンドの古い金属とともに、かつ、試験の結果、それらが栓として使用に適うことが判明すれば、私はそれについて適正な価格を受け取り、もし使用に適さないのであれば、古い金属としての価格を受け取るという申合せとともに、一八七〇年一二月一三日にドモニイ商会の店で私からウイグナル氏に引き渡されたのである。後に、私は、これららの栓のうちのいくつかがウイグナル氏によって修理されたボイラーにあるのを見たので、それゆえ、われわれの申し合せによつて認められている。

私の請求に対する相殺としてウイグナル氏によつて提出された勘定書の中に、一八七一年八月七日の一一〇ドル三〇セントの勘定書がある。蒸気ランチについてのこの仕事が命ぜられたように施工されなかつたこと、およびそれがなされなかつたこ

とを示す証拠を持つてゐることを言明する。ランチについてなんという仕事が私の不在中に行はれたか、そして私はそれを決して認めなかつた。私に対して、ウイグナル氏は、私がいくつかの仕事を得る上で彼の役に立つことができたので、ランチのエンジンとボイラーを見よう、そして無料で必要などんな小さい仕事もしてやろうと言つたのである。二〇ドルの項目は認められるが、二〇ドル二五セントの項目——請求書は一〇月に送付されている——については、私の訴訟に対するウイグナル氏の答弁を受け取るまでは全く聞いていない。私は、その時、ランチについて彼がどのような作業をすることも許可していないし、主題についてどのような会話をも彼とかわしていないし、どのようないふ請求についても私が彼に責任を負うものとはしていないのであって、さらにも、私は、ランチを移動させうるための何個所かの修理がなされる間、ランチが売却された浜辺に、それが無料で置かれ続けることを認めたウイグナル氏とランチの持主マッケンジー船長との間の合意が存在するという証拠を持つている。私は、これらの修理の世話をし、人夫を一日半雇つてこれにはウイグナル氏に一ドルを支払つた。そのとき、私は、それ以外には彼と取引しなかつた。われわれの勘定について、私は、ウイグナル氏との友好的な協定に立ち至らうとしばしば努

力したが、彼は、私が認めることができないほど非常に明白に執行されなかつた仕事に対する請求を取り下げるこことを拒んだのである。私は、ピストンとすべり弁支軸を有能な技師による調査に委ねることを提案したが、それは拒絶された。今、私は、

J・エリスと (Ellis) と W・ロバーツ (Roberts) によって認定されている文書 A を提出する。私は、主張しているように新しくない二つの支軸 (一つはこわれている) をも提出する。文書 A の中の証拠によつて確証されているように、私が帰つてきたとき、ウイグナル氏は、私に支払おうと言って、毎週毎週私をはぐらかしたのである。彼は、チュープの全額を私に支払うために八月の或日を指定した。私が集金しにいくと、彼は、何も持つていないと私に言つた。われわれは、彼がチュープ三個を使用したのでチュープの残りを引き取り、残金は彼が資金を得たときにはいつでも支払われるべしということに同意したのである。彼の職人の一人、ロバーン氏は、四ヶ月にわたり、賃金を得ようと努力しつづけている。私は、彼が彼の職人に支払わないならば私に支払うことはできないということを知つていたので、彼には非常に寛大であった。少額の追加料金を請求する私の理由は、それらが店頭価格であり、九ヶ月間私が金に困つていたからであった。私がチュープを回収する理由のひと

つは、それらが保護されていなかつたからである。私は、一〇〇ドルにまでなる仕事をすることを彼に許可していたわけではない。私は、法廷に提出されるまで、二〇ドル二五セントについての勘定については全く聞いていなかつた。

被告に対し。私は、ボート (蒸気ランチ) を掃除するために一人の男レイモンド (Raymond) を雇つた。このことによつて、私は、彼がボートに必要なことをしなければならなかつたということを言つてゐるつもりである。私の蒸氣船のための仕事の金額は二〇ドルであったが、あなたは、ナルトのために六ないし七〇〇ドルの仕事をした。私が請求したテスト栓は中古品であった。あなたは、九五トロイポンドの真鍮と一緒に、一八七〇年にドモニイの店からそれらを取得した。いかなる命令も、私自身あるいはボイセイによつて、ランチの修理については与えられなかつた。私は、あなたが可能ならそのランチを売却する権限を与えたにすぎない。

法廷に対して。レイモンドとの合意は口頭によつた。その合意は、ランチを順調よくすることであつて、経費の支出にあつては必ず私に相談するということであつた。ウイグナル氏にはランチを順調よくしていいと言つたし、経費を支出する場合には必ず私に知らせるようにと言つたのである。ウイグナル

氏は、経費をかけないでランチの調子をよくしようと言つたのである。このことが、彼の機関士二人を二五〇ドルで私が雇つた理由であつて、彼はその金を取つた。私は彼に手数料を決して請求しなかつた。

署名 J・ハーディ

G・マッケンジーは正式に宣誓して証言した。私は、原告に倉庫の家賃を償い、ウイグナル氏の構内にあるランチを見るようにならんだ。これは、ランチが購入された頃のことであった。私は、安くなるのであれば、それを修理してほしいと彼に頼んだ。一〇月一〇日に、私は、ランチを購入した。私は、デス氏からそれを受け取つた。

署名 G・R・マッケンジー

これで原告のための陳述を打ち切る。

J・H・ウイグナルは正式に宣誓して陳述した。一八七一年一月に、蒸気ランチの問題は、栓の購入と同時に生じた。その時、ハーディ氏はレイモンド氏を雇い、彼は、私に道具の使用料を一定額支払う予定であった。作業が完了し、ハンター氏とともに船上で私は試してみた。彼らは、二日後に戻つてきて、それを修理するように私に命じた。それから彼はフリリッピンへ出かけた。私は、今、カービイ商会とともにランチの仕事をやつている一人の機関士、ブラックバーン (Blackburn) を雇つた。エンジンは、警備員が必要とされるので、ボイセイ氏がランチを管理することを拒否したときには完成した。チューブは四ドル六〇セントで買われた。台風のあと、ハーディ氏は、金よりもチューブを持っていたいと言つたし、私の命令なしにそれらを持ち去つた。勘定書は、同時にハーディに提出されたが、彼は支払いを拒絶した。私は、そのランチについてマッケンジー証人に話しかけたことは全くない。ハーディ氏は、私に、売れるまでランチを置かしてほしいと頼んだ。これは台風が過ぎてからである。すべての仕事が台風の前に完了し、機械類は台風の間に損害を被つた。われわれの勘定書は同じような

方式で記帳されているが、支払勘定の記載は通例のものである。ハーディ氏から受け取つた真鍮は四五トロイポンドにすぎない。私は、ハーディ氏が私の機関士を一人あるいはそれ以上雇用したために、無料で仕事することに合意したわけでは決してない。私は、達成された仕事に対する機関士の手数料以外に全く提案しなかつた。

原告に対して。私が古い真鍮を買ったのは、一月六日頃であった。私は、その古い真鍮を一八セントで買い取ることに同意した。私は、その栓を使用しうるならば、あなたにかなりの代

価をあげようと言つたことはない。私は、それらを他のボイラーには全く取り付けなかつた。最初の二、三日の間に、私は、ランチを管理している監視人に、あなたがチューブを取り戻すことについて、私が同意しなかつたと言つた。昨年の八月、私は、あなたにこれらのチューブについて支払うことには同意しなかつた。競売の翌日、私は、神戸にいなかつた。私が中国となかった。競売のあと、私は、ハーディ氏に会つたと思う。その日付を覚えていないが、私が横浜から戻つて日本に来てから、外国人の機関士にいかなる手数料も決して与えなかつた。競売のあと、十月のある日、私はハーディ氏に会つたと思う。その日付を覚えていないが、私が横浜から戻つてきた後の朝であつた。蒸気ランチに関して、作業場についてマッケンジー船長に会つたことは記憶はない。私は、しばしばあなたに会つた。私は、どれぐらいの期間、そのランチが競売後

二日に審問が再開された。

M・ウェイグナルは正式に宣誓して証言した。原告がランチを運んだときに、彼はレイモンド氏を雇つた。原告は店にやってきて、レイモンド氏にエンジンについて指示を与えた。このあと、彼ら（レイモンドとハーディ）は試験航海を実施した。このあと、原告は、われわれにそのランチの調子が悪く、修理するようと言つたのである。それから、われわれは、エンジンについてプラックバーン氏を採用した。原告がチューブを引き渡したときに、彼は指図書あるいは領収書を一切与えずに、全くよろしいと言つたのである。私は、原告のために購入された新しい栓については何も知らない。われわれによつて受け取られた古い真鍮を使つた新しい栓は全くなかつた。

原告に対し。ハンター様とフット（Foote）様とは、ランチの試験航海には行かなかつた。私は、あなたがレイモンドと一緒にエンジンの蒸気を起こすのを見た。その日遅くなつてから、私は、あなたと一緒に船上へ行つた。このことは、レイモンドが船を修理したあとであつた。私は、被告からチューブを引き渡すようにという指示を受け取らなかつた。それらが運び去られたときには、倉庫に入つてはいたが、雨ざらしになつていた。当時、台風で損傷した倉庫は、修繕中であった。あなた

は六六個のチューープを持っていた。あなたが私の弟に会つたことがあると私は言つたので、私は、あなたがチューープを持ついくことに反対しなかつたのである。私は、いかなる指示も受け取らなかつた。私は、私の弟の不在中、決定を下す権限を持つていなかつた。その時、私の弟は、一日に二度か三度、ごく短時間仕事についていただけである。

法廷に対して。私は、古い真鑑の重量が二四五トロイポンドであったと信じてゐる。

署名 マシュー・ウェイグナル

M・ボイセイは正式に宣誓して証言した。被告は私のチューープを購入し、その際、ドミニ商会において私に全額払いの約束手形を与えた。私は、その約束手形をハーディ氏に与えた。

私は、ハーディ氏に代わつてチューープを売つていた。私は、被告が前述の一月に古い真鑑をいくらか購入したことと記憶している。その品物の中に新しい栓があつたかどうかということを私は言えない。私は、技師ではないので新しいものか古いものかについての判断はできない。品物の中には新しく見えるものがあつた。重量については覚えがない。

原告に対して。私は、チューープを渡した日付を記憶していない。私は、それらを指示に従つて金をとらずに渡した。あなた

は、ウェイグナル氏から金をとることについては、何も言わなかつた。被告は、ハイマンの倉庫のチューープを全部引き取つた。あなたは二ないし三個を取つたと思う。ウェイグナル氏にいくつ引き取るよう私が言つたかはつきりしない。彼が私に手形を渡したので、同じ日に、私はチューープを引き渡した。私は、担保としてその手形を受け取つた。私はその人を困らせるなどを望んでいなかつたので、少し要求したが、あなたがそう望むのであれば私は処置を取るつもりだと言つた。私は、チューープの正確な額を覚えていない。今、私は、このことに先立ち、ウェイグナル氏が八一番から二、三のチューープを引き取つたことを記憶している。ウェイグナル氏が店にはいつてきて、真鑑を引き渡したことについては、私は記憶していない。

署名 M・ボイセイ

H・マイルズは正式に宣誓して証言した。私は、レイモンド氏が店の中でランチのエンジンの作業をやつていたことを記憶している。私は、原告が店で数回エンジンを検査しているのを見た。私は、このあとブラックバーン氏がそれらの作業をしていたのを覚えている。私は、古い真鑑がやつてきたことは見なかつた。私は、被告から、彼が原告から四〇トロイポンドについて受け取つたという趣旨のメモをもらつた。私は、チューープ

を受け取らなかつたが、ハイマンからチユーブが一つ足りないとのメモがきたことを記憶している。私は、チユーブが運び去られた時に、約束手形が返却されなかつたとあなたが言つたことを、覚えている。ハーディ氏の勘定書は、他のそれらと同一の方法で作成されている。

原告対して。あなたが検査していたエンジンは、あなたのランチについていたものである。このことは、一八七〇年一二月から一八七一年の間にそのエンジンをレイモンド氏が修理し

つつあつたときのことであつた。私は正確な日付を覚えていな
い。私は古い真鑑を見なかつた。そのメモは、一月頃受け取られ
た。私は、あなたの真鑑栓を見たことは決してない。

署名 H・マイルズ

事実認定

被告によつて請求された項目は、彼の商会の帳簿上の記載によれば、正確であると認定される。被告によつて受け取られた真鑑が古い金属以外の何ものでもないことを示すものは何もないし、いくつかの新しい真鑑栓もあつたという主張は、被告側の証人によつて誤りが反証されている。証拠は、ボイラーチューブが、チユーブ一個につき四ドル六〇セントの価格で被告に売却され、したがつていかなる金額も、賠償が支払いの遅延に

よつて支払われねばならないけれども、それ以外には請求されえない。被告の帳簿がその額が九五トロイポンドであることを示している一方で、原告は、被告に引き渡された真鑑の額に関する証拠を一切提出しなかつた。その修理は、原告との合意によつてなされたように思われる。支払いの遅延を理由にして、被告は、原告によつて彼に売却されたチユーブの一一定額が返品されることを認めだし、それゆえ彼は、生じた経費を支払わねばならない。

判 決

それゆえ、被告の当座勘定は根拠があると認められるのであり、Dの総計一五〇ドル五五セントと、Cの総計一七五ドル四〇セントとを示している。さらに、当法廷は、被告がはしけと沖仲仕の雇賃二ドルと、約束手形の日付から、チユーブと真鑑とともに原告に支払わねばならない一七五ドル四〇セントについて年一割二分の利息とを、原告に支払うべしと判決する。原告および被告は、各自、訴訟費用を折半するものとする。

訴訟費用は一一ドルである。

署名 ジエームズ・J・エンスリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

(50) H・ネザーソウル対A・ケネディ

Na
12民事

女王陛下の兵庫地方裁判所

一八七二年三月二七日

J・J・エンスリー様の前で

H・ネザーソウル

対

A・ケネディ (Kennedy)

勘定残高について

H・ネザーソウルは正式に宣誓して証言した。私の手紙に付け加えて、私は、被告が貧乏人で何もすることができないので、私に、サイフォンを修理させてほしいと頼んだことを陳述したい。使用できないサイフォンが九四個あって、今、彼は、五四個のタップを持っている。彼は、もしそれらを調子よくしなければ、何も請求しないと言った。私は、彼が適切にそれらを修理したら、三〇〇ドルを彼に与えようと言った。われわれは、機械で数回それらを試してみたが、彼が持っていたときよりもそれらがもつと悪くなっていることがわかった。ケネディ氏は、タップについてもはや何もできないと言った。私は、彼に、私のサイフォンが台無しになり、それらがないので私の仕

事も失い、キャロル商会を通じて新しい在庫のために使者をサンフランシスコに送らねばならなかつたので、それが私にとってはきわめて甚大な損失であると言つたのである。それは莫大な損失かつ費用であった。一二月に、ケネディは、私に一七ドルの請求書を持ってきた。私は、彼が契約を履行し、タップを返すまで支払うことを拒否した。

被告に対しても私は、サンフランシスコからそれらを受け取つたので、あなたにタップつきの良いつばを渡した。

署名 H・ネザーソウル

アチヨン (Achong)、原告の助手は、真実を語るように警告された。今法廷にあるタップは調子がよくない。私の主人が持つてているサイフォンを、私は満杯にすることはできない。被告に対しても私は満杯になつたときに、ソーダ水は出てこないだろう。

× 彼の×印

A・ケネディは宣誓して証言した。ある日、ネザーソウル氏 (53) は、路上で私に会つて、家へ私を連れていく、修理しなければならないサイフォンをいくつか私に渡した。彼は、三種のサイフォンをかご一杯持つていていた。いくつかは不良であつて事实上使用不能であった。私は、平均して一つ一〇セントでそれらを

るほうがよいと思うと言った。そこで、私は、彼に彼が非常に

引き取ろうと言った。かごには八〇個はいっており、後になつて、それらが最悪の種類のものであることに気づいたが、このことについては何も言わなかつた。二番目の組を私が取り戻したあとで、彼は、私にそれらをつばにつけるように頼んで、これについては大目に見ると言つた。彼は、私に、それらを固定する一番よい接着剤は何かと尋ねた。私は、焼石膏がよいと思うと言つた。ネザーソウル氏は自分で石膏を持ってきて、アラビアゴムを取りに私を医療ホールに送つた。私は、約一五〇のつぼにタップを取り付けた。タップの調子は良かつたが、つぼは、首から漏れた。その仕事の私の担当部分は適切に完了した。私は四ドルの前金をもらつており、彼は私にもつと渡そうとしたが、私は、それで十分であると言つた。このことは一二月のことであつた。

原告に対して。私は、石膏をとりにあなたと一緒に行くとは言わなかつた。

私がやれるだけのことをしたのちに、私は、ある日原告の家

へ行くと、修理屋から来た一人の男が機械を修理しているのを発見した。先に、彼は、これについては私と約束していたので、彼は信義を破つたのである。私は、このことについてネザーソウル氏に尋ねたが、彼は、この仕事を大きい会社にまかせ

法廷に対して。今なお、私は、サイフォンタップを手もとに持つている。原告が日本人がいくつかのつぼを作ることができるかどうか見たいと頼んだときの一箇を除き、私は、一切つぼを受け取らなかつた。私の合意は、タップを修理して、それらを空氣漏れないものにすることであった。私は、二〇個のタップを持っており、それらの調子は良好である。私は、ネザーソウル氏が修理代を支払わないのではないかと推測したので、それらを引き渡さなかつた。

事実認定

タップをサイフォンに取り付けることが、原告と被告との間のものとの合意の一部を構成することを示すものは何もない。

それゆえ、当法廷は、被告がいまなお彼の手中にあるすべてのタップを良好な状態で原告に手渡し、原告が被告によって提出された請求書の支払いをなすべしと判決するものである。

訴訟費用は、原被双方で折半するものとする。

訴訟費用は三ドルである。

署名 ジェームズ・J・エンスリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

(5) J・ハーディ対M・ボイセイ (6)

No 51と52民事(一一九頁参照)

交互訴訟

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年五月二八日

J・J・エンスリー様の前で

J・ハーディ

対 司法救助

M・ボイセイ

J・ハーディは宣誓して証言した。兵庫のオリエンタル銀行の帳簿における私の最初の預金は、二、四八九ドルであった。

その帳簿によつて示された日付、一八七〇年一二月三〇日が正しいかどうか、私にはわからない。その頃、私は、横浜の日本銀行に若干の預金を持っていた。これは約一、八〇〇ドルであつた。その時、私は、この金額を引き当てに手形を振り出しはしなかつた。私は、大阪から、先述の証言で言及された二、三〇〇ドルを受け取つた。

被告に対して。最近八年間、私は、上海に預金を持つていた。そのとき、私は、二、〇〇〇ないし三、〇〇〇ドルを香港上海銀行に預けていた。私は、三つの銀行に預金していた。最近八年間に、私は、上海のオリエンタル銀行とチャータード銀行とに預金口座を持っていたが、そのとき、これらの二つの銀行に預金を持っていたかどうかは記憶にない。私の金庫の中の三つの銀行通帳を確かめねばならないと私は思う。私は、大阪で受け取つた二、三〇〇ドルのうちのいくらかを長崎に送つたことを記憶していない。私はその銀行の名前を覚えていないが、私の手帳か現金出納帳を参照することによってわかるかもしれない。その日本人は、私にこの金を借りて、その銀行の小切手を私に渡した。私は、この日本人の名前を調べるために、私の日記を参照しなければならない。この金は、機械の契約についての部分的支払いにあてられねばならなかつた。私は、常

に、日本人とは自分の責任で商売をやつてきたのである。そのとき、私が日本人に雇われていたかどうかは記憶がない。グランバー（Glover）商会を離れて、日本人に雇われるまでの間、どれぐらい期間が経過したか覚えていない。

法廷に対して。二、四八九ドルの金額は、香港上海銀行と造幣局のJ・ウォーターズ（Waters）との小切手の収益であつた。

署名 J・ハーディ

M・ボイセイは宣誓して証言した。一八七〇年二月に私の私

的な金の中に記入されたその二、〇〇〇ドルは、横浜に送られた牝牛の一件における貸借の清算として、ドモニイ氏に支払われた。この金額は、私によってドモニイ氏に渡された約束手形の金額と引換えであった。私的な現金についてのドモニイの一、六八九ドルは、私が裏書きし、銀行に渡された。これと六一一ドルとで二、三〇〇ドルになり、ハーディから私に支払わねばならない。通常、私は、このような方法で記帳してきた。私は、現金と小切手の両方で支払いをしてきた。

原告に対して。二、〇〇〇ドルの金は、ドモニイ氏が横浜から帰つてすぐの二月の初めに、支払われたと私は思う。金が不足したならば、私は、しばしば銀行から引き出して、支払いを

すませた。六〇〇ドルの残金は、私から被告に支払わねばならない金である。

法廷に対して。（三）、六〇六ドルから一、六八九ドルが銀行に払い込まれて、一、九一七ドルが残つた）Cの頁と、二月に至るまでの二、九四三ドルの支払いとについての不一致は、私が金庫に別の金を所持していたという事実によつて説明されうる。しばしば、私は、ドモニイ氏から金庫に金を預つてこれらを使用したが、ドモニイがそれらを必要としたときには返却したものである。

署名 M・ボイセイ

G・ドモニイは宣誓して証言した。ときどき、私は、少額ではあるがボイセイ氏に金を預けた。いつの場合でも、これらの金が二五〇ドルを超えたことがあるとは思わない。牝牛に対する二、〇〇〇ドルの支払いは、一二月、一月、二月にわたっている。私は、香港へ行つていたので、一二月あるいは一月頃に、送付された牝牛の価値が商会の手持ち資金を超過したかどうか知らない。ボイセイ氏は、二、〇〇〇ドルの金を横浜には決して送らなかつた。金が横浜から兵庫へ送られたと私は思う。

署名 G・ドモニイ

M・ボイセイは再度召喚された。私は、牝牛の勘定についてドモニイ氏に前払いを行い、二月に最終的に清算した。ピヨードローフスキーへの一〇〇ドルの小切手は、毛布の代金であった。ハーディ氏は一〇〇ドルを払い戻した。

署名 M・ボイセイ
J・ハーディが再度召喚された。私は、毛布について一〇〇ドルを支払った。私は、彼に一〇四ドルを渡したが、一一ドルは利益の半分である。もともとは、彼が私にこの金を渡し、私がそれを彼に返却したのである。

署名 J・ハーディ
ボーボード商会対ハイマン商会

No.5 (一八七一年)

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年四月一日

J・J・エンスリー様の前で

ボード (Board) 商会

対

九二ドル四七、五セントの請求

M・ハイマン商会

W・K・ボーボードは正式に宣誓して証言した。私は、訴状と支

払請求書とに含まれている詳細以外にさらに付け加えるものは全くない。

被告は、原告の反対尋問を辞退した。

署名 W・K・ボーボード

これで被告のための陳述を終える。

C・A・ハイマンは正式に宣誓して証言した。われわれが請求された金額の支払いに反対する理由は、それが法外であるということである。作業を管理しているペン (Penn) は、それが理にかなわず、一人の日本人の請負業者はその仕事を二五ドルでやろうと申し出たと言つたのである。ボーボード氏は、仕事を完了しなかつたので、私は、他の人物にそれを完成させなければならなかつた。なされた仕事は、屋根の換気口と水洗便所とである。

原告は被告の反対尋問を辞退した。

法廷に対し。私は、ある日本人請負業者に、彼らなら同様の仕事をいくらでうけるかと質問したところ、彼の返答は、「二五ドルで」ということであった。このことは、ボーボード氏の請求書が送付されたあとのことであつた。

署名 チャールズ・A・ハイマン

つてなされた仕事の価値が三五ドルから四〇ドルだらうと思う。

原告に對して。私は、かなりの程度、建築工事に關係してき
たので、私自身が見解を表明するにふさわしいと考えている。
その仕事は高級な仕事では全くない。

署名 H・ペン

事実認定

この仕事は、実地経験を積んだ人に照会してのちにのみ決定
されうる事柄であるので、結論を与えてもらうことを期待し

て、裁判所は、ストロウム(Strome)氏になされた仕事を調査
してこの問題について報告するよう依頼した。この報告を待
つ間、この件についての判決は延期される。

一八七二年四月三日

事実認定

法廷が納得するように、ストロウム氏が、ボード商会対ムー
リアン・ハイマン商会の問題において調査者として行動すべき
でない理由を示したので、J・M・スコット(Scott)氏が要
請され、以下のように報告した。

天窓は、五ないし六インチの三つの水平梁、六フィートの二
つの棊および約一二インチから一八インチの一の短い垂直の

支柱とで組み立てられ、約二四のうすい板でおおわれている。
私は、同一の物の価値が二〇ないし二五ドルであるという見解
である。

日本の水洗便所は、五から七フィートの一四の支柱で作られ
ており、小さいうすい板でおおわれており、同一物の価値は二
〇ドルである。

こしきは、並みの木材の二つの厚板で組み立てられていて、
この仕事は二ドルである。

判決

当法廷は、原告に四七ドルの金額を判決として与える。訴訟
費用と調査料五ドルは被告の負担とする。

訴訟費用は五ドルである。

署名 ジエームズ・J・エンスリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

(58) 女王陛下対 J・ハーディ (一)

Na 5 刑事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年四月三日

J・J・エンスリー様の前で

女王

対
治安妨害に対する脅威

J・ハーディの申立による事件の再審理

K・ド・ピヨートローフスキイは正式に宣誓して証言した。

私は、あなたの前に現われた日になした陳述に付け加えるものを全く持たない。私が法廷に入った時を除き、再度彼が「お前は男色者だ」というような表現を使用したときに、カービィの近くでハーディ氏に会った。このことは、ほんのささいな挑発すらないなかのことであった。

被告に対し。私は、あなたが計器について私の事務所にやつてきたことを覚えている。そのとき、あなたは、蒸気測定器の代金を私に支払うとは申し出なかつた。集金のために私が番頭を派遣したときに、その五〇ドルは返済されるはずであつた。(証拠文書A)と(証拠文書B)。借金の返済期間は全く明記されていなかつた。

署名 K・ド・ピヨートローフスキイ

J・ヘンダーソン(Henderson)は正式に宣誓して証言した。私は、一日に六回、ピヨートローフスキイ氏の家の前を通

過し、少なくとも三度彼に会つて、彼に話しかける。私は、また別の機会にもピヨートローフスキイ氏に、神戸の彼の家か別の家で会つたことがある。ピヨートローフスキイ氏の性格を私自身が観察するに、そのような告発がなされたということは私を驚かせている。私は、そのような陳述が虚偽であり、純然たる悪意からなされていることに完全に満足している。

被告は証人の反対尋問を辞退した。

署名 J・W・ヘンダーソン

A・C・シム(Sim)は正式に宣誓して証言した。私は、長崎と当地にきて以来、ピヨートローフスキイ氏を知っている。その日しばしば、私は、彼に会つた。夜一時頃にも、しばしば、私は彼と食事を共にしたし、彼もまた私の家で食事をとつた。私は、彼の酒癖の悪さをいささかも見たことがないし、彼が非常に自制心のある人であると私は考えている。私は、彼が道にはずれることをやるところを見たことは全くなき。

被告は反対尋問を辞退した。

署名 A・C・シム

J・W・スチーブンズは正式に宣誓して証言した。私は、感情の激しさと泥酔とに対してあなたが告発されていることに驚いていることを表明するのみである。私は、上海以来、長らく

あなたを知つてきた。隣人に對して、私は、あなた以上によい隣人を求めるることはできなかつた。あなたが暴力的であつたことは見たことがないし、むしろ反対に、私は、あなたがつねに非常に冷静であると認めてきた。

被告は反対尋問を辞退した。

署名 J・W・スチーブンズ

これで訴追に対する陳述を終了する。

W・ジョンソンは正式に宣誓して証言した。ピヨートローフスキーエ氏がピストルを使用することについては、私の使用人たちは、一切苦情を言わなかつた。彼らは、静かにしなければ、彼らを射つとピヨートローフスキーエ氏が脅したと、私に言つた。彼らは日本語で話したので、私は彼らの言つてることを理解できなかつた。私は、ピヨートローフスキーエによって書かれ、後に領事に送付された、あなたの性格について非難した手紙を見たことを覚えている。ピヨートローフスキーエ氏があなたに対する不満を含んでいる。

原告に対して。ある人が金を支払うつもりはないという趣旨の表現は、彼の性格を傷つけることになると私は考える。

署名 W・ジョンソン

J・V・エウェイック (Ewyck) は正式に宣誓して証言した。

私は、ピヨートローフスキーエ氏が神戸に住んでいるので、彼を知つている。私は、ピヨートローフスキーエ氏が彼については何も知らないということに異存のないところである。一八七〇年一〇月に、彼は、私に手紙を書き、私は返事を出した。(証拠文書C)

署名 D・J・V・エウェイック

被告ハーディが、提起された告発の誤りを立証する証拠を提出せなかつたので、当法廷は、二月二八日に下された判決を確認するものである。

署名 ジェームズ・J・エンスリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

(54) J・ハーディ対M・ボイセイ (7)

No.51と52民事(一五七頁)

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年四月四日

J・J・エンスリー様の前で

J・ハーディ

M・ボイセイ 司法救助

J・ハーディは宣誓して証言した。一八七〇年一二月に、一、六八九ドルの小切手に対する領収書を受け取ったことは記憶はない。私は、有効な書類を沢山失ったが、二、三〇〇ドルに対する領収書は、私が保管している記録のひとつである。私は、台風の夜、私の持物のいくつかをなくした。私は、金庫の中に私の領収書をしまっていた。台風の夜、私は、ここから約

五〇マイルのところにいた。その夜、その箱は、戊辰丸の船上にあった。私も船上にいた。私のすべての領収書がその箱の中にあるわけではない。二、三〇〇ドルの領収書は、私が船上にいた一部の時間の間、戊辰丸の船上にあった。私の書類を捜していると、私は、この領収書を偶然見つけたのである。一、六八九ドルの領収書を見つめたかどうか私は覚えていない。

O・ヘアハウゼンは正式に宣誓して証言した。私は、ある帳簿から他の帳簿への記載事項の転記が正確であると判定する。すべての帳簿が、会計士の手にある限り、記帳されてきたと私は思う。本件に関しては、それらが、商売の状態に関する証拠として認められるとは考へる。注意深く、私は、現金出納帳を点検したが、この帳簿と、会計士が記帳の仕方を知らなかつたと推測される銀行勘定帳にあるいくつかの相違点を除き、当事者双方の意見が一致していると判定する。二、三〇〇ドルに関する限り、私は、それについての形跡を発見しえなかつた。私は、銀行通帳の中に、ドモニイ商会の担保としての一、六八九ドルという金額を発見したが、現金出納帳の中で

参加したときに、私は、手元の準備金を現金で持っていた。私は、領収書を受け取った覚えがない。共同経営に渡された。私は、領収書を受け取った覚えがない。共同経営に

署名 J・ハーディ

資料 資

は、それについて全く何事も発見しなかつた。この金額は、それが銀行通帳に現わされるのと同一の日に、ボイセイ氏の私的な現金出納帳に現われている。私は、全帳簿が実質的に正確であると考える。私は、そのように巨額な金額が帳簿類に全く現わることなしになくなりえたとは思わない。

署名 O・ヘアハウゼン

事實認定

本件訴訟における証言は、すでに陳述されているように、非情に矛盾する性質を持つていて、当法廷が任命した会計士は、前のドモニイ商会のすべての帳簿と二、三〇〇ドルの金額の記入の欠如との信用性を宣誓証言している。原告は、この金額が、彼が被告と共に經營を組もうとの考え方を抱く前に、一八七〇年一二月に支払われ、(法廷に提出されている)領収書がその時あるいはその頃、前記金額に対して被告により与えられたと陳述している。もう一方の一、六八九ドルの金額は、原告の証言によれば、少しのちに被告に対してまた支払われたが、原告は、この金額について、領収書が与えられたかどうか、はつきりと陳述することはできなかつた。証人メダン(Medan)の証言が一八七〇年一二月というはるか昔になされた支払いに関して、そのように明瞭かつ詳細であることは、当法廷にとって

驚くべき事柄である。この証人によって陳述された金額と原告によって述べられたそれとは、原告側の証拠によって被告に支払われた金額において三〇〇ドルの差異を示している。被告は、二、三〇〇ドルについての領収書が一八七一年一二月に与えられ、当該領収書に見えている一八七〇年一二月という日付は誤りであると主張している。一片の吸収紙、すなわちこの領収書の正確な写しが証拠として追加されたが、被告は、法廷に現在あるこののような一片の紙が一二ヶ月以上もの間保存されたことはありそうもないということに注意をひいた。問題の領収書は赤インクで書かれていた。他方、G・ドモニイからの二、〇〇〇ドルに対するボイセイ氏による一八七一年一二月一〇日付の領収書も赤インクで書かれており、帳簿に言及するならば、当法廷は、同じようなインクがその日前後に使用されたことを指摘するものである。帳簿上の記載、領収書、その他であれ、商会に関する他のすべての事柄においては、通常の黒インクが使用されてきたように思われる。係争中の訴訟のこの特定の部分に関連する原告の陳述は、明確であるにはほど遠いものであつて、当法廷は、訴訟手続中ずっと、原告が証拠を提出する際に示したためらいに注意しなければならないと感じてゐる。

判決

それゆえ、当法廷は、原告によって請求されている二一、三〇問

○ドルの金額が却下され、両当事者の間で現在係争中の他の問題が、会計士によって公表されたときに帳簿上示される残高に従つて清算されるべしと判決する。

訴訟費用は原告の負担とし七〇ドルである。

原告と被告とは、二〇〇ドルになる会計士の手数料の半分をそれぞれ負担しなければならない。

我々はこの判決に同意する。

署名 チャーレズ・A・ハイマン

署名 A・S・ゲンス (Genth)

補佐人

裁可された。

署名 エイブル・J・C・ガワー

署名 A・S・ゲンス (Genth)

補佐人

(55) L・ジョセフズ対ピーコック船長

No. 30

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年四月一五日

A・J・C・ガワー様の前で

167

L・ジョセフズ (Josephs)

ロタール号に船積されていたが

対

ピーコック (Peacock) 船長

ースの価値の回復

L・ジョセフズは正式に宣誓して証言した。私は、到着時に完全船荷証券を受領した、引き渡しのためにロタール号によつてロンドンから送付された、缶入りのベンキと樽入りの機械グリースとからなる若干の樽を受け取つた。特に機械グリースと

して特定されるが、良好な調子と状態において陸揚げされた二つを除きすべてのこれらの樽を、前記私の二人の使用人は、不良状態であることを理由に引取を拒否したが、前記ロタール号の航海士は、私の使用人の抗議に反してそれらを私のはしけに積み込んだのである。さらに検査してみると、ベンキを入れたひとつが腐食あるいは包装が傷ついているだけであつて、中味は被害にあつていないと、他の樽が一本のバンドでくくり上げられかつマットで包まれていてことを発見した。船長は、中味が肉用桶に移されていたから、それを船荷証券の一部と認めるることはできないと言つた。ロタール号の船上に送り込まれた樽が製造者の名前の烙印が押されていたので、このひ

ことは、私が引き取らない十分に満足すべき理由であると私はそうではなかつたので、処分できなかつたのである。このことは、私が引き取らない十分に満足すべき理由であると私は

は考へてゐる。船長は、船積されてゐた多くの樽を引き渡さないことによつて契約を履行しなかつたことを認め、目方の損失

の損害賠償として三五〇ドルの支払いを申し出た。しかしながら、このことは、ほら話とは異なるのであって、これらのもの

は、良い部分と悪い部分に分割された上で売却された。これは木びき台の機械グリースである。そして、このグリースを船の甲板あるいは一方の樽からもうひとつの樽に移さねばならぬので、その中でちりか砂を入れそつとあつた。私自身は、万一千の中に何かがあつても、責任を負うべきであるとは考へてはいない。私は、非常に、製造者に不信を持ちうるのである。それが使用されるかも知れない機械が確かに壊れるようなことがあらう。一つの樽からもう一方の樽へ移されることによつてこわされがちである、五つの部分からなる船荷をこれで構成した。確かに、価値を減ずるか、無価値のものとした。これらの樽は船積みされて、巨額の運送料が、それらが船積みされたのと同様の状態で引き渡されるはずのそれらについて支払われる。その樽の価値を求めるにおいて、損失があつたならば、なぜ彼らがそれを負担するのかわからなかつたので、私は単に海運業者の利益を保護するためにそれをなしたということを法廷が考慮に入れてくれることを、私はお願ひする。それゆえ、両

者の理由から、まさに訴訟の原因が存在することを法廷が理解すると私は考へてゐる。

ピーコック船長は反対尋問を辞退した。

法廷に対して。航海士は、召使いがそれらが不良状態にあると抗議したけれども、私のはしけで品物を海岸に送りつけた。それらを海岸へ運んだ私の使用人がいない間に、品物ははしけに積み込まれた。私は、召使いとともに船に戻つて、当番の航海士に話しかけた。召使いは、上記の樽の悪い状態について私に告げにきたことによつて、ぼんやりしていた。このあと、代理人のところへ行つて、文句を言つた。それに先立つて、ロタル号の甲板上で船長と何人かの航海士とに会つた。航海士は樽が不良な状態にあることを認めたが、船長は、それらを良好なものにすると言つた。彼らが持つてゐた船荷証券が返却されるようにと要請した。返事はなかつたが、手紙で代理人に請求した。私は、再度調査を要請する手紙を月曜日に差し出し、彼らは火曜日を指定した。時間と費用とを節約するため、私は、問題が友好的に解決されえないかどうかを確かめるため呼び出したが、彼らが自説に固執していることがはつきりした。その後報告がはなはだ鋭かつたレイナン (Leynan) 氏と一緒に行つた。彼らは、鑑定人として誰の名前もあげなかつたし、私もし

なかつた。私自身、ピーコック船長、マクファーソン (Mcpherson) 氏、鑑定人がその場にいた。調査は、ジョセフズ氏の信書控え帳三頁（証拠文書B）に示されている通信文（証拠文書A）による相互の承諾によるものであった。商標あるいは名前なしで売ることによって海運業者の利益が損害をうけるであろう、そのひとつについて確實に損失になるであろうと私は思う。容器はあけられていなかつたが、外觀からは、前記の樽にいくつかのちりがはいつていると考えるべきであつたが、ピーコック船長に言うことは大変難しかつた。私は、あなたの正確な言葉をくり返すことはできないが、あなたがいかなる損失に対しても損害を賠償すると暗示したと理解していた。あなたが重量の損失に対して償うつもりだと言つたかも知れない。

法廷に対して。私は、樽が調査されるように希望した。油を調べるつもりではなく、樽だけを調べるつもりであった。これの調子が悪いと、販売を台無しにするであろう。

署名 ルイス・ジョセフズ

ピーコック船長は正式に宣誓して証言した。ロタール号の倉庫についての報告書と、同一のものに関する調査書と文書類をも提出させていただきたい。問題の樽は、荷造の不適切さによつて損害を被つてゐる。樽のたがは、二つを除いてすべてお

(17)

ちてしまつてゐるのである。それゆえ、結果としてそれを荷降ろしする以上のこととはできなかつた。私の航海士は、中味を入れ換えたもう一つの樽を苦労して手に入れ、入れ換えを非常に注意深くやつたので、その樽は適切に保護され、初めからの樽とならんで原告のはしけに積み降ろされたのである。いくつかの他の樽は、樽の中味とたがとが適切に保護されていなかつたのでたががはずれていた。あるとすれば不良荷造りによる損失が海運業者によって生み出されるはずだという知識を、調査に関連して我々が前もつて持つていない荷物の運送において、代理人あるいは私自身が鑑定人の任命あるいは調査を命じることに同意しなかつたということを法廷が考慮に入れるのを希望するものである。私は單に樽を調べに行つただけである。樽を開封し、重量の不足と中味の損害とに対する償うと私が申し出たとき、ジョセフズ氏がその問題を二つの商会の責任にしたいと望んでいると言つた。原告は、問題をぶどう酒になぞらえてる。とはいゝ、鉄道用グリースが注意深く樽から樽へ移されたならば、被害にあわなかつたであろう。元の荷物が降ろされたが、原告によつて同一の物が置き換えられたのであつて、かくして我々には重量の不足に対する責任のみが残された。原告は、我々が上記の樽の責任を取り、完全な価値と経費とを支払

(17)

うように希望したが、これは、荷物に關しては通例ではない。

原告が求めた価格は高過ぎるので、それゆえ法廷に対し、解決をもたらすために、原告が彼のインボイスを提出するように嘆願する。神戸には傷ついているかどうかをはつきりいうために

全く適任の鉄道専門家がいるので、内容を検査する上での困難は全くない。なされたすべての損害が不十分な荷造りによるもの

のであったという当事件の事実に注意されるように嘆願する。たがはいかなる方法によつても保護されていなかつた。

原告に対して。私は、それを二つの商會に託そうと申し出た。ブラウン氏の事務所の近くで、代理人もまた私のために同一のことを行つたのである。

法廷に対して。私は、五六トロイポンドの損失について評価

された、重量の損失に対し三ドル五〇セントを申し出た。これは最高の値段である。樽には約四〇〇ポンドが含まれていた。この種の商品のはいった樽は、樽にはいつてきた物によつてたがをはずしがちである。私は、その償いをすることを認めたが、親切でグリースを関連するものに移したのである。

署名 エブリン・ピーコック

判決の前に、

当法廷は、ジョセフズ氏が彼のインボイスを提出することを

望み、もうひとつ調査を命ぜる。レオナード氏の調査は、相互に同意されていた、あるいは事前に取り決められていたとは思われない。

審問は、一八七二年四月一六日に再開した。

被告が呼ばれた。

バーンズ船長は正式に宣誓して証言した。私は、ロタール号のいくつかのグリースの樽を見たことがあるが、それらは内容に關して特別に保護されていたと思う。私は、トル油とヤシ油との多くの荷を見た。それらの樽は、たががすべり落ちないよう釘で固定されていた。もしそうでなければ、樽は適切に保護されない。

法廷に対して。鉄道用グリースは、私が述べたように特別の保護を要求するものと考える。私は、常にそれらがそうであったのを見てきた。船に属している他の人々がそう念入りではなかろうとも、私は、そういうように保護されていないのであれば、それらを受け取ることに反対するであろう。油の取引においては、もちろん、人々は十分に知られており、同一のこと

を認めない限り、そうしようとはしない。

も、実際には十分な荷物がなかったということが判明するであろう。その場合に、船に適切に積み込まれていたのであれば、船は非難されるべしとは考へない。ロタール号については適切に積み込まれていたと考へる。先月の三〇日より前に私は船にあつて、積載品を調査し、ひきつづきロタール号に乗つていた。

署名 エドワード・バーンズ

法廷に対し。ブラウン氏は正式に宣誓して証言した。話が進むうちに、私は、私がそれを誰か他の人に託したいと願つているという発言を行つた。

原告に對して。このことはあなたの家で生じた。あなたのすべての請求を支払う以外に、あなたについては、他のいかなる選択もなかつた。失われたものについて、あなたは私に、私は四五ドルでさえ取らうとしない、私は四五ドルほしい、あるいは裁判所にその船長を訴えるつもりだと言つた。彼の手紙を受け取つたあとで、このことは生じた。私は、ジョセフズ氏と円満に解決することを望んでいた。

署名 H・S・J・ブラウン

トロチック(Trotzig)、調査の報告者は、宣誓して証言した。樽は、四二二グロスの重さである。風袋は約二五から三〇トロイポンドである。樽は良好な状態にあり、グリースは非常

にきれいであつて、一切ちりがはいつていはない。全く開封されていなかつた。

署名 H・トロチック

判決

(訳注) この項については原資料はここで終了している。原資料の一七五頁は空白である。」

(5) G・ドモニイ商会対J・ハーディ

No 31

女王陛下の地方裁判所にて

兵庫 一八七二年四月一九日

G・ドモニイ商会

J・ハーディ 九九ドル六四セントの勘定残高

九九ドル六四セントの勘定残高

G・ドモニイは正式に宣誓して証言した。シャンパン三本はハーディによつて注文され、彼の個室に運ばれた。

第二の項目、ジンとブランディは、同様に私の店からのものであった。個室ということによつて、私は、境界通りの彼の部屋を意味している。下宿代については、ハーディは、一八七一年一二月一日から一九日まで、私の家に住んで朝食を摂つた。

(176)

彼は友人をも連れていて酒を飲んだ。

問題となつてゐる豚について。一二月二二日に、ハーディは、屠殺場へ行つて、屠夫に二頭の小さい豚を捕まえるように命じた。彼らは拒否した。ハーディは人夫を連れており、二頭の豚を持って行つた。私は、彼のところへ行つて、豚を返すようハーディに頼み、さらに同日彼に手紙を出した（文書A）。

いくつかの日本人居住区でそれらを売れば、一五ドルを得ることができたであろうし、告訴もしなかつたであろう。後に、ハーディは、私に、「あなたは私を召喚するつもりか」と尋ねた。私は、「しない」と言つた。できれば、私は、相談で話をつけたかった。

神に対して。ハーディは、共同經營が問題になつてゐた間に、豚を持ち去つた。私は、一二月一日から二九日まで豚を飼つていた。豚は、私の不在中に、ハーディとタッカー（Tucker）⁽¹⁷⁾によつて持ち去られた。

馬小屋について。ハーディは、私の敷地内にボニーと馬丁をおいていたので、私は、一二月二五日頃、ボニーを私の所有とし、彼の馬丁を出て行かせた。悪い仲間との付き合いで別当が不品行であつたから、彼を解雇しなければならなかつた。訴訟を未決のままにしないのであれば、彼が留まるのを全く

許すべきではなかつた。一二月の末か一月一日頃、ハーディは、三人の男と一緒に私の家へやつてきて、もし認めなければ暴力ではいるぞと脅して、それから、提出された請求書どおりの軽食をとつた。私は横浜の買弁であつて、店の料金は通常の価格である。

反対尋問。私は、その種の豚をグリーン氏に売らなかつた。豚は私の屋敷内にいた。たとえその屋敷のあなたの部分にいたとしても、あなたは、そこからそれらを追い払つただらうと思う。かつて、豚は、ドモニイ商会の財産に属していた。約九、一〇週前のことであつた。私は、私の家で、あなたと食事をしたことはない。そこで一、二度朝食をとつたかも知れない。しばしば、あなたは、もてなすために、通りから友人を呼びこんだ。私は、一二月四日のすべての店の請求書を持ち去つた。ハーディ氏も覚えている日に、実質上、私は、商売の問題について彼と沢山の話をした。一二月四日に私は管理した。私は、一二月一日からの使用人の賃金を支払つた。

馬小屋についての二〇ドルに関して。私は、あなたにあなたの部屋を必要とすると言つた。誰があなたの馬を持ち去つたか知らない。あなたの馬小屋の備品は、ほうき、バケツと、若干のえんどう豆であつた。あなたの馬丁が売春宿ないしは賭博場

に類似のようものをやっていたので、私は、火事を心配したのである。クラッチレイ氏に、一八七二年三月三一日まで、譲渡の前からドモニイ商会の屋敷を貸した。私自身の建物にも同一の定められた賃料が支払われるようになつた。彼の馬が運び去られてから三、四日するまで、私は、馬小屋に鍵をかけなかつた。馬丁に、ハーディ氏がもし戻つてくるならば、彼は使用を再開することができると言つた。託された一九日間のまかない料が満期になつたときに、彼は、突然、下宿を出た。

法廷に対して。豚は、それぞれ四〇トロイポンドの重さであった。日本人からその豚を買いたいとの申し込みがあつた。日本人は、それらについて、各々、一五ドルを出すつもりでいた。若い豚は、決して、目方では売られない。豚は、日本人好みのパークシャー産であつた。品種の違いは、多くて約二ドルの価格の相違を生み出しが、他は、三〇ドルから四〇ドルで同じ大きさであつた。訴訟が解決されるまでハーディの所有のままにしておいた。私が家を建てたいということを言つたことはない。訴訟が解決されるまで、私は、彼を追い払うか、他のきびしい手段を用いるということをしなかつた。彼は、その場所の請求は、そこで飲まれたビール、酒、その他のすべてを含ん

でいる。屋敷の一部に対して、月に八ドルがドモニイ商会に支払われた。それに柵を施した。ハーディの牛小屋を変更しなかつた。砂地の小区画の約四分の一を貸しただけである。

法廷に対して。飼育されていた豚に関して。二九日に、ハーディは、一頭の豚を持ち去り、ボイセイにもう一頭を持っていくことを許した。二九日まで、ハーディは、一頭について請求されていた。他の一頭については、私は、ボイセイに請求する。私は、五ドルの代金が高過ぎるとは思わないが、この項目を三ドルまで減額したい。

署名 G・ドモニイ

ジョン・ハドウは正式に宣誓して証言した。クラッチレイ氏によつて尋問された。私は、ハーディの勘定書を作成した。私は、ハーディ氏が一頭のポニーを持つていたことを記憶している。彼は、そこで、若干の豆を持っていた。一八七一年一二月二十四日にドモニイ氏のところへやってきた。私は、横浜で約二年間、ドモニイ氏に雇われたことがあつた。馬丁は、昼も夜もそこを賭博場にしていたが、それで解雇されたのである。

ハーディに対して。反対尋問。シンドウは賭博をやつていたが解雇された。私は、その豚が飢えているとあなたに言つたことは記憶がない。ドモニイの使用人は、私が止めていたから、(180)

規則として、賭博をしなかつた。

一四八

リス産であった。

法廷に對して。ハーディが二頭の豚を持ち去った時間を考えている。それが、店の裏であつたか、屠殺場であつたかどうか覚えていない。二頭の豚が店の裏にいたことは覚えている。それらがハーディ氏によって持ち去られたと聞いていた。二頭のみが同一の品種で、同じよう小さかつた。それらの母親がどこにいるか覚えない。それらは、イギリス産であった。中国産とイギリス産の間には、値段の差は全くない。それらは、現在、生きたまま一トロイポンドにつき一〇セントで買うことができる。常に、私は、若いのも年取つたものも、目方で船から豚を買う。それらを、同じ方法では売らない。ハーディに奪われたその二頭の豚の年齢を言うことはできない。一二ヶ月ぐらいだったかもしれない。一人の日本人商人を知っている。

彼がドモニイから他の豚を何頭買ったかどうか知らない。現在、私は、ドモニイ氏の簿記係であるが、概略の帳簿を見ることができるだけである。豚が売られた時を覚えていない。私は、店の品物以外のものを売る権限は与えられていない。ドモニイ氏の命による以外に、豚を売ることはできなかつた。通常の豚の値段は、二五ドルから三〇ドルであった。十分成熟した豚は約二五ドルであった。すべての我々の豚は、ほとんどイギ

ハーディに對して。横浜で、ドモニイのために、船から豚を買つた。私は、日本人所有の豚を調べた。私は、小さい豚を約一〇ドルで買うことができる。ここでは、決して豚を買わなかつたし、あるいは、あらゆるものが売られたのは現在であつた。外に全くない商品が店にはいってくるだけである。

署名 ジョン・ハドウ

ジエームズ・ハーディは正式に宣誓して証言した。以下のように宣誓証言した。

その請求書は、ドモニイの友人と商会とについてのものであつた。ドモニイ氏は、しばしば、他の人と同様に、私と一緒に食事をした。はしけや使用人というようなものについて、彼に請求したことは全くない。八一番館に行きつづけた。一八七年一二月二二日まで、G・ドモニイが請求していたことを知らないかった。一九日間のまかない料とボニーの費用とは高過ぎると私は思う。もし、その土地が私のものではないと知っていたならば、そこへ行くことを私は継続しなかつたであろう。私は、適正な調停を法廷に訴えたい。酒は、個人的に私に対してもなく、商會に請求されるべきであると、私は考える。

クラッチレイ氏に對して。反対尋問。それらは、ドモニイ商

会に請求されるべきである。ボイセイと私とは、その時、ドモニイ商会のものであった。酒は、ドモニイ商会のものであると、私は理解していた。法廷が、その財産が一二月二二日から所属していると判決したことを知っている。法廷の決定により、財産が移転されたことを知っている。法廷は譲渡が二一日か二二日に生じることを決定したと思う。一八七一年一一月末までに、帳簿がドモニイ商会の前身の商会について作成されたことを知っている。そのとき、一二月二二日までドモニイ氏が管理していないことを知らなかつた。ドモニイ氏によって、譲渡が彼に対してなされたのを、気づかされたのである。このことは、私の手紙に対する回答においてである。酒は私の所有物であると考えていた。領収書については争わない。

法廷に対して。十中八九、そのボーアイが酒を私の部屋においたかもしれないことを認めるし、彼がそうすることは習慣であった。一二月二日か三日頃、イタリアのフリゲート艦の士官は何本かのシャンパンを飲んだ。彼らは、ドモニイ商会の顧客であった。誰がそれを注文したかはつきりしない。書記が注文したと思う。他の三本のボトルを飲んだことは記憶はない。一二月一〇日に、私のボーアイは、四本のシャンパンを買った。請求書の日付は不正確である。

署名 J・ハーディ

タッカーハー氏は正式に宣誓して証言した。ハーディによつて尋問された。ハーディが私に豚二頭をくれたことを覚えている。それらは約二五トロイポンドの重さであつた。それらと他の豚との間に、いかなる特定の相違も見られなかつた。

クラッチレイ氏に対して。反対尋問。豚の間の相違を特に覚えていない。私は、豚の品種についての日本人の考えを知らない。ハーディ氏は、豚を私の家へ持つてきた。ドモニイ氏は、何頭かの豚を六ドルか七ドルで売つたと言つた。それらは、ドモニイ商会の前身の商会のものであつた。豚を屠殺した人に、それらの価格について聞かなかつた。

署名 W・K・タッカーハー

ジエームズ・ハーディの陳述の続き。私は、贈り物として与えるために、高価な豚を持って行くべきではなかつた。私は、屠殺されるべきそれらを贈り物として与えた。

署名 J・ハーディ

ジエームズ・ハーディは再尋問された。

法廷に対して。ドモニイ氏は、人に請求書を決して与えなかつたので、和解の条件を提供する機会を持つことができなかつた。彼にドモニイ氏に来て私に会うように言えと言つたとき

に、その警官は、私に、請求書を与えた。彼に反対の請求書を

送った。ドモニイ氏は一切返事をよこさなかつた。私は、集金

人に、ドモニイの請求書が不正確であると言つた。

署名 J・ハーディ

ドモニイ氏が再尋問された。

法廷に対して。集金人は、私に、ハーディ氏が「私はそれを
払つつもりはない」と言つたと、告げた。

署名 G・ドモニイ

そこで、クラッチレイ氏は法廷に話しかけた。

〔訳注 原文はここで途切れている。〕

(57) 日本政府鉄道寮および電信寮対ボウマン・

トンプソン

No.32

女王陛下の地方裁判所 兵庫

一八七二年五月三日

A・J・C・ガワー判事の前で

日本政府鉄道寮と電信寮

対

ボウマン・トンプソン(Bowman Thompson)

契約第三条によ
る義務の不履行

(185)

(186)

被告が定期に出廷しなかつたので、法廷は午後三時三〇分ま
で延期された。

出廷にあたり、きわめて無礼な態度で応答したので、被告
は、法廷侮辱罪として一〇ドルの罰金を課せられた。被告は、
日本政府との彼の契約の署名の有効性を認めた。

法廷は、被告に話しかけて、時間を節約するために将来のよ
りよい態度を約束するとともに、罪状に対し有罪を申し立て
るよう勧めた。同一のことを告げるにあたり、イギリス代表
は、認められている刑罰を限度一杯圧縮することを望まなかつ
た。

被告、法廷に対して。木曜日に欠勤し、金曜日には立派では
なかつたことを、私は認める。私は、いくつかの橋を建設する
ために外へ出た。

イギリス代表は、彼が特に契約しているそれらに対して同様
の性質を有する限り、主任技師によって指定された義務を彼が
履行するという、第二条の規定を、被告に示した。イギリス代
表は、もちろん同様の性質の回転テーブルを設置する契約を被
告がしていたことを法廷に知らせることもした。

事実認定

それゆえ、ここに、法廷は、イギリス代表の勧告を考慮に入

れ、被告トンプソンが欠勤し、義務を履行しなかったすべての日について、一日分の賃金と同一の罰金を課するものである。訴訟費用三ドルと、法廷侮辱罪に対する罰金一一ドルをも課す。ここで、イギリス代表は、法廷がイギリス代表に、被告の賃金から控除して、日本の鉄道当局に支払うように指示した被告の賃金の比率は、三ドル九四セント、すなわち一五ドル七六セントであると述べた。

(後記) 本稿は、一九八九年度大阪経済法科大学研究補助金助成による研究成果の一部である。

